

多治見市青少年まちづくり市民会議交付金について(依頼)

1 概要

多治見市青少年まちづくり市民会議交付金(以下「交付金」という)は、地域での青少年の健全育成を図るため、小学校区や区の市民会議が行う事業に対して交付する。

2 対象団体及び事業

(1)対象団体

- ・各校区青少年まちづくり市民会議(13校区)
- ・各区(50区)

(2)対象事業

各校区や区を単位として、青少年の参加を図るための取組みに要する経費

3 交付金額

- ・校区・・・基礎金額10万円+世帯数×44円
- ・区・・・基礎金額5万円+世帯数×44円

※地域によっては、青少年の健全育成を校区で行うこととし、交付金を校区に拠出している区もあります。区の交付金を校区に直接拠出する場合は、請求書の委任欄に署名・押印が必要となります。

4 申請手続きについて

- (1)提出書類 申請書、請求書
- (2)提出期限 5月19日(火)
- (3)提出方法 返信用封筒にて郵送、または教育推進課窓口へ持参
※6月下旬振込予定

5 その他

年度末に実績報告書の提出を依頼予定(12月開催の区長会にて案内予定)

多治見市青少年まちづくり市民会議事務局
(多治見市教育委員会事務局教育推進課)
担当：川原、柿田
多治見市音羽町1丁目233番地(市役所駅北庁舎3階)
電話 0572-23-5904(直通)